

か水広監第7号の2

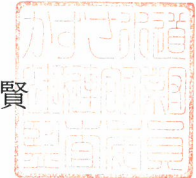
令和元年8月26日

かずさ水道広域連合企業団

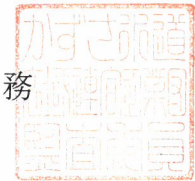
広域連合企業長 渡 辺 芳 邦 様

かずさ水道広域連合企業団

監査委員 多 田 賢



監査委員 渡 辺 務



平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化
審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により審査に付された平成30年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見書を提出します。



平成30年度

君津広域水道企業団水道用水供給事業会計
経営健全化審査意見書

平成30年度君津広域水道企業団水道用水供給事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、広域連合企業長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2 審査の結果

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道用水供給事業会計	— % (資金不足比率なし)	20%

(注) 資金不足比率の算定において、資金不足がない場合は、「—」を記載した。